

新中学校建設に関する意見交換会

日時及び場所：裏面日程表のとおり

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 説 明

- (1) 中学校再編に関するこれまでの経緯について
- (2) 新中学校の建設予定地の選定について
- (3) 新中学校の建設事業費及び開校時期について
- (4) 新中学校の教育の将来像について
- (5) 新中学校の整備とまちづくりについて
- (6) 新中学校建設に伴う今後の検討事項について

4 意見交換

5 その他

6 閉 会

※ 意見交換会に参加の際は、この資料をご持参ください。

新中学校建設に関する意見交換会日程

【保護者との意見交換会】

日 時	場 所
平成31年 1月31日(木) 午後 6時30分～	中淬小学校
平成31年 2月 1日(金) 午後 6時30分～	北浦小学校
平成31年 2月 4日(月) 午後 6時30分～	小牛田小学校
平成31年 2月 5日(火) 午後 6時30分～	不動堂小学校
平成31年 2月 6日(水) 午後 6時30分～	南郷小学校
平成31年 2月 7日(木) 午後 6時30分～	青生小学校

【住民との意見交換会】

日 時	場 所
平成31年 2月 8日(金) 午前 9時30分～	青生地区コミュニティセンター
平成31年 2月 8日(金) 午後 6時30分～	中淬地区コミュニティセンター
平成31年 2月 9日(土) 午前10時00分～	北浦地区コミュニティセンター
平成31年 2月 9日(土) 午後 2時00分～	本小牛田地区コミュニティセンター
平成31年 2月10日(日) 午前10時00分～	中央コミュニティセンター
平成31年 2月10日(日) 午後 2時00分～	駅東地域交流センター
平成31年 2月11日(月) 午前10時00分～	町営練牛住宅集会所
平成31年 2月11日(月) 午後 2時00分～	農村環境改善センター
平成31年 2月12日(火) 午後 6時30分～	町営二郷第一住宅集会所
平成31年 2月16日(土) 午前10時00分～	中央コミュニティセンター
平成31年 2月16日(土) 午後 2時00分～	農村環境改善センター

新中学校建設に対する教育委員会の考え

教育委員会では、これまで、学校再編に関して、平成26年度から平成30年度までの5年間に、73回の教育委員会会議、4回の視察、63回の説明会・意見交換会、再編に関する住民からの意見・要望の聴取等を行い、中学校の再編整備について協議してまいりました。

少子化による人口減少及び超高齢化社会の進展により、これまで経験したことがない縮小していく社会において、未来を担う子どもたちの教育環境をどう整えていくのか、大変難しい課題に対し、取り組んでまいりました。

教育委員会としては、中長期的な視点から、中学校の規模については、生徒の社会性の涵養等がより期待できる中学校に整備することが望ましいと考えております。

学校施設の状況を考えると、小牛田中学校、不動堂中学校の施設の経年劣化も著しく、今後修繕等を行っても、長期間の使用には耐えられない状況であります。さらには、美里町の財政状況についても、生産年齢人口の減少による税収の減少及び地方交付税の減少、社会保障費の増加により、厳しさを増す一方であり、現在の学校施設を長期にわたり維持していくことが困難な状況になると考えられます。

このように、生徒数の減少、施設の経年劣化、美里町の財政状況を踏まえ、中長期的な視点に立ち、将来の学校教育環境について考えると、町内3校の中学校を1校に再編し、効率的かつ効果的な教育を進めていくことが必要であると判断いたしました。

教育委員会では、その建設予定地を「駅東地区」と定め、総合教育会議で町長との調整を行い、新中学校建設に向け推進していくことといたしました。

美里町の中学校教育の課題は、基礎学力の向上、いじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実等がありますが、これらに対応できる学校教育環境を確保し、さらなる充実、改善を進めてまいりたいと考えております。

さらに、美里町を持続させていくためには、安心して子供が生まれ育てられる環境が必要であり、若い世代の定住を促す魅力ある取り組みが、必要不可欠です。そこで、まちづくりの視点から、美里町の重要な財産であり、先人たちが築き上げてきた町の基幹産業である農業を、生徒がより深く理解していく必要があると考えております。

世界農業遺産に認定された大崎耕土を形成する田園の中で、新中学校に農地を保有する学校という付加価値を加え、生徒が総合科目や部活動などで農業に親しみ、農業に対する理解を深める体制の構築を考えております。そのために、住民皆さまのお力をお借りし、新中学校が住民の皆さまに支えられ、愛され、生徒にも住民にも魅力ある学校となるよう進めてまいりたいと考えております。

(1) 中学校再編に関するこれまでの経緯について

H24~25	美里町学校教育環境審議会に諮問 13回開催 H26.3答申	
↓		
H26	教育委員会で学校教育環境整備について継続審議 幼稚園・小学校・中学校の保護者対象のアンケートを実施	
↓		
H27	学校再編 住民との意見交換 3か所、2回 (H27.8、H27.11)	
	H27.12	「美里町学校教育環境整備方針」策定
↓		
H28	H28.6	「美里町学校再編ビジョン」策定
	↓	
	H28.7	議会全員協議会・行政区長会で説明後、住民説明会 8か所 ○小学校再編→強い反対、中学校再編→ある程度理解 ※小学校は地域とつながりが深いため、当面現状維持とし、中学校の再編を推進
	↓	
	H28.9~10	保護者との意見交換会 13か所
	H28.10	中学生意見交換会、学校評議員意見交換会 6か所
	H28.11	町内高校生意見交換会 2か所
H28.11~12	幼・小・中 授業参観時意見交換、住民アンケートを実施 意見等192件	
H28.10~H29.3	美里町中学校施設整備事業検討比較調査業務 ○小中使用不可、不中・南中使用可 (大規模改修、新築と同様の費用必要)	
↓		
H29	OH28の住民との意見交換会等の感触→3校を1校再編に理解 学校再編ビジョンに基づき、3校を1校に再編する方針を確認、建設場所→駅東地区を候補地	
	↓	
	H29.5	中学校の再編整備の具体化に向けて (美里町新中学校整備計画) (案) 作成
	H29.6	総合教育会議、議会全員協議会で説明→保護者との意見交換 13か所
	H29.6~7	保護者へのアンケートの実施 意見等66件
	H29.7	住民意見交換会 8か所
H29.12	「美里町中学校再編整備基本構想」策定	
↓		
H30	H30.4~	平成29年度宮城県美里町中学校建設予定用地適地選定等業務契約 ○H29.7の住民との意見交換・H29.9議会での一般質問を受けて 建設用地の適地選定・跡地の活用・基本計画の作成を委託
	↓	
	H30.6	議会全員協議会 今後の取り組み説明
	↓	
	H30.7	学校教育環境整備室設置、美里町新中学校建設調整委員会設置
	↓	
	H30.9~11	建設予定地の選定等について教育委員会で協議 6回開催
↓		
H30.11	総合教育会議での調整	
↓		
H31.1	総合教育会議で更なる調整、議会全員協議会での説明	

(2) 新中学校の建設予定地の選定について

H29.6.2	総合教育会議	中学校の再編整備の具体化に向けて（案）の調整
		↓
		議会全員協議会を経て意見交換会を開催
		↓
H29.7.27	教委 定例	H29.6～7意見交換会の感触 【意見】通学、駅東地区の地盤、財政等
		↓
H29.9.28	教委 定例	意見交換会、9月議会を受けて比較検討調査を含め基本計画・基本設計の委託を予定
		↓
H29.12.22	教委 定例	基本構想へのパブコメ（駅西への中学校建設）への対応 意見は今後建設場所の適地選定の参考
		↓
H30.1.26	教委 定例	適地選定等業務の内容 建設場所について5か所の候補地から選定
		↓
H30.3.7	町議会	適地選定等業務の予算取得 ○目的：中学校建設用地の選定、跡地の活用検討、施設概要等の計画策定 ○理由：意見交換会、議会での指摘を受け、調査が必要と判断 ○内容：適地選定（5か所の候補地）、跡地利用、基本計画の策定
		↓
H30.9.12	教委 臨時	国際航業㈱から1次選定案の提示 各候補地について6つの評価項目を設定し、評価した1次選定案の提示 事業費及び開校時期等が考慮されていない 教育委員会から事業費及び工程表の作成指示
		↓
H30.9.18	教委 臨時	概算事業費及び工程表を作成 教育委員会が想定していた事業費を大幅に超過 教育委員会から規模等を含め事業費等の見直し指示
		↓
H30.9.27	教委 定例	調整した規模で概算事業費を算出した案の提示 教育委員会が想定していた事業費を超過 教育委員会から新中学校の運営に支障をきたさない規模で事業費算出の指示
		↓
H30.10.10	教委 臨時	必要最小規模で概算事業費を算出した案を提示 教育委員会で示している事業費・事業内容との整合性の検証
		↓
H30.10.25	教委 定例	建設予定地の決定に向けた参考資料の説明と協議、今後のスケジュールの協議 これまでの経緯の確認 新中学校の建設予定地選定について説明と協議 今後のスケジュールの協議
		↓
H30.11.12	教委 臨時	建設予定地の選定について更なる協議 様々な条件の中から優先すべき条件を選定し、建設予定地を「駅東地区」に決定

新中学校建設用地適地選定

〈説明資料〉

- 適地選定の前提
- 1 次 選 定
- 2 次 選 定

一適地選定の前提一

1. 現在の3校の中学校を1校に再編します

小牛田中学校、不動堂中学校、南郷中学校の3中学校を統合し、新たな中学校1校に再編します。

2. 再編後の新中学校の校舎等は、新しく建設します

選定した場所に新しい中学校の校舎を建設します。

ただし、校舎以外の施設（体育館、武道場等）については、経過年数が短く再利用が可能な場合は、再利用を見込むものとします。

3. 30人未満の少人数学級編成を基に施設規模を設定します

30人未満の少人数学級編成とすることに基づき、普通教室等の規模についても、30人未満の生徒数に対応する施設規模を設定するものとし、施設の規模と数が過大もしくは過小となることを避けた適切な学校施設規模とします。

〈適地選定対象5候補地〉



【候補地A】小牛田中学校

<p>地区特性</p> <p>○優位点 ●問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校地は既存3中学校の中で最も広がっています。 ○ 浸水深は候補地の中で最も小さく、安全性に優れています。(0.5m未滿) ● 人口が多い小牛田駅周辺市街地から距離があります。(小牛田駅から2.7km) ● 校地の一部が埋蔵文化財包蔵地に含まれています。 ● 中学校生活の多くの期間を仮設校舎で送る生徒が生まれます。また、建設工事による騒音・振動が心配されるとともに、仮設校舎、建設資材のスペースを確保するため、グラウンド等の使用に支障が生じる恐れがあります。
----------------------------------	---

法規制図(重ね図)



【候補地B】不動堂中学校

地区特性

- 優位点
- 問題点

- 人口重心直近の立地にあり、小牛田駅にも近接し、立地優位性があります。
- 武道場・テニスコートが再利用可能です。
- 校地が狭く、校地の拡張が困難で、周辺民有地の土地取得が必要となります。
- 浸水深が候補地の中で最も深く安全性への配慮が必要となります。(2.0m~5.0m 以上)
- 校地全体が埋蔵文化財包蔵地に含まれます。
- 中学校生活の多くの期間を仮設校舎で送る生徒が生まれます。また、建設工事による騒音・振動が心配されるとともに、仮設校舎、建設資材のスペースを確保するため、グラウンド等の使用に支障が生じる恐れがあります。

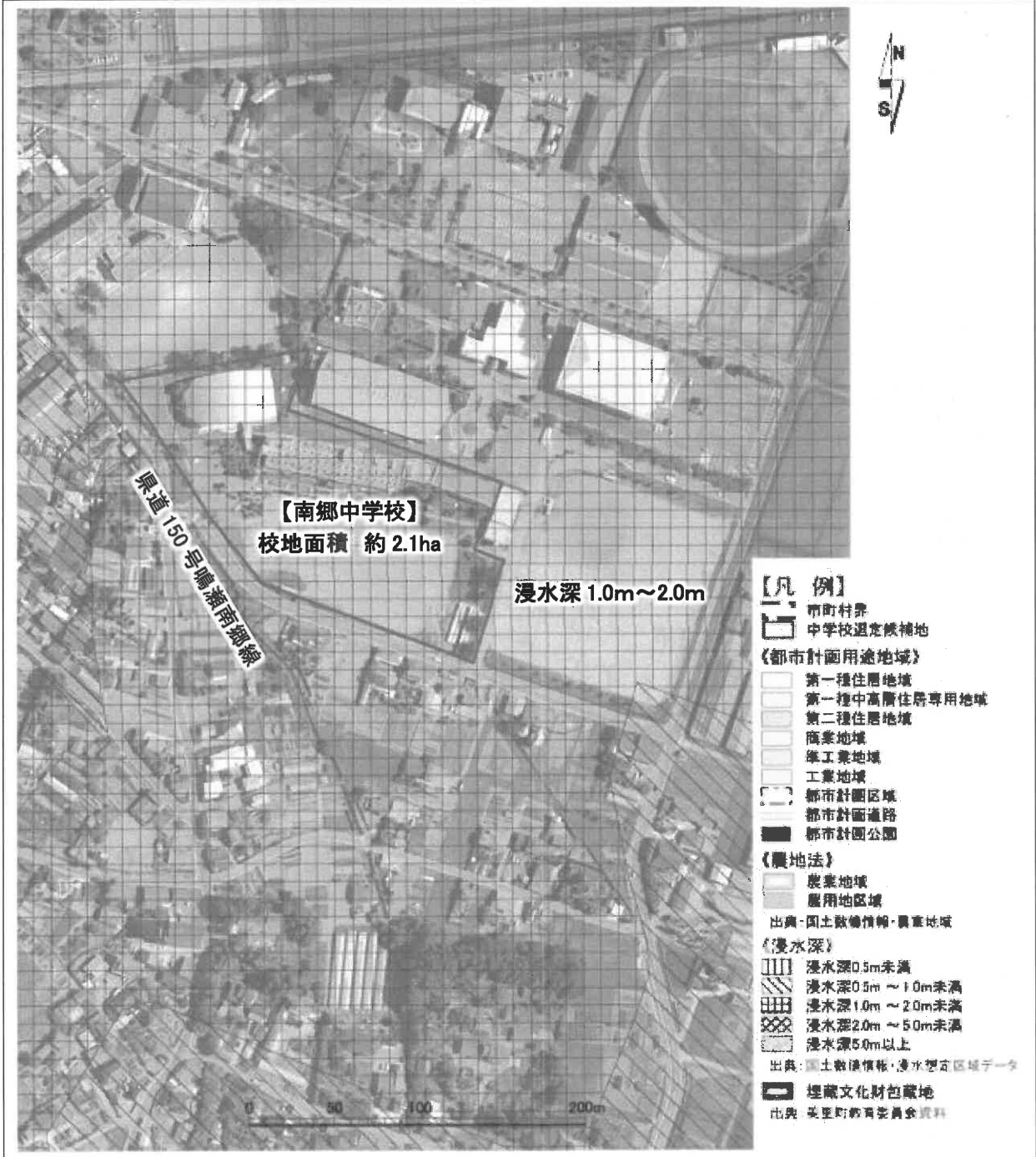
法規制図(重ね図)



【候補地C】南郷中学校

<p>地区特性</p> <p>○優位点 ●問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の体育館及び武道場が再利用可能で、周辺に立地する美里町スイミングセンター等のスポーツ施設の利用も可能となります。 ● 人口が多い小牛田駅周辺市街地から距離があります。(小牛田駅から9.6km) ● 校地が狭く、校地拡張が困難で、隣接する南郷運動場の用途転換が必要となります。 ● 中学校生活の多くの期間を仮設校舎で送る生徒が生まれます。また、建設工事による騒音・振動が心配されるとともに、仮設校舎、建設資材のスペースを確保するため、グラウンド等の使用に支障が生じる恐れがあります。
----------------------------------	---

法規制図(重ね図)



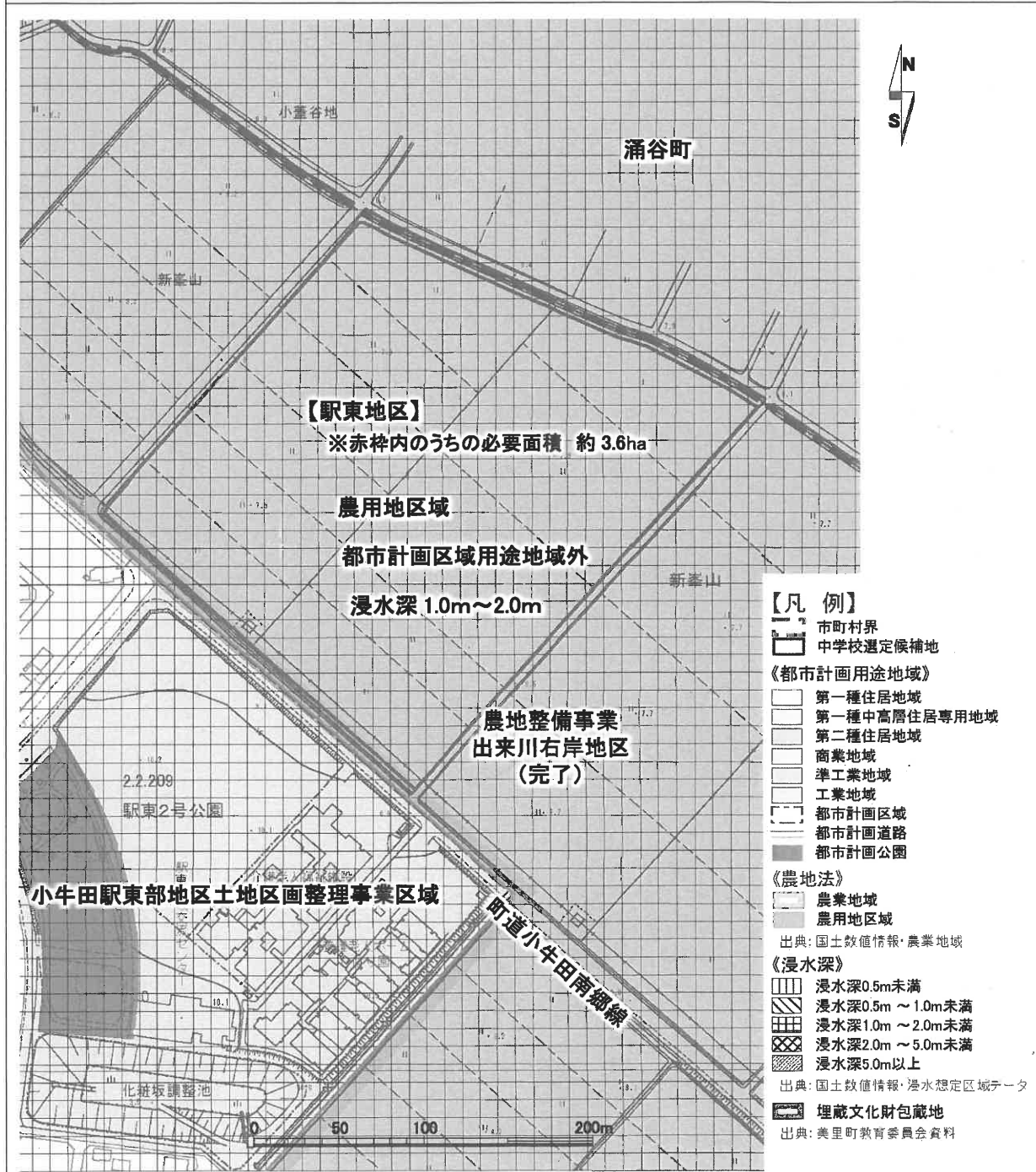
【候補地D】 駅東地区

地区特性

○優位点
●問題点

- 候補地の中で小牛田駅に最も近接し、人口重心にも近接します。(小牛田駅に450m、人口重心に1.0km)
- 十分な校地面積を確保でき、さらに校地の拡張にも対応できます。
- 仮設校舎を設置する必要がなく、建設工事が生徒の中学校生活に支障をきたすことはありません。
- 土地取得、農地転用・開発許可、土地造成、調整池整備、インフラ整備等が必要となり、対応する敷地の確保も必要となります。

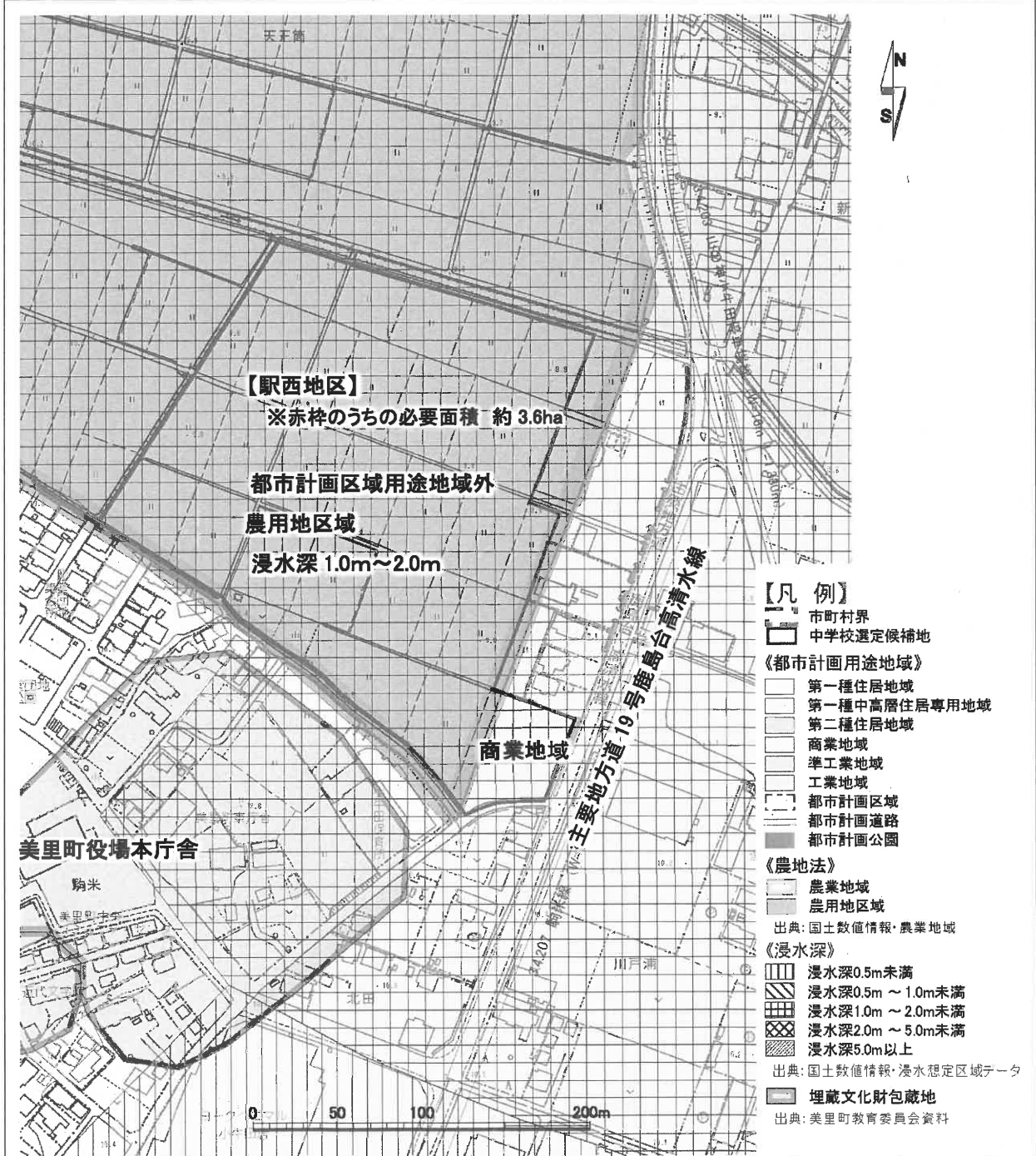
法規制図(重ね図)



【候補地E】 駅西地区

<p>地区特性</p> <p>○優位点 ●問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口重心や小牛田駅に比較的近接し既成市街地に接する立地にあります。(小牛田駅に0.7km、人口重心に2.1km) ○ 十分な校地面積を確保でき、さらに校地の拡張にも対応できます。 ○ 仮設校舎を設置する必要がなく、建設工事が生徒の中学校生活に支障をきたすことはありません。 ● 土地取得、農地転用・開発許可、土地造成、調整池整備、インフラ整備等が必要となり、対応する敷地の確保も必要となります。
----------------------------------	--

法規制図(重ね図)

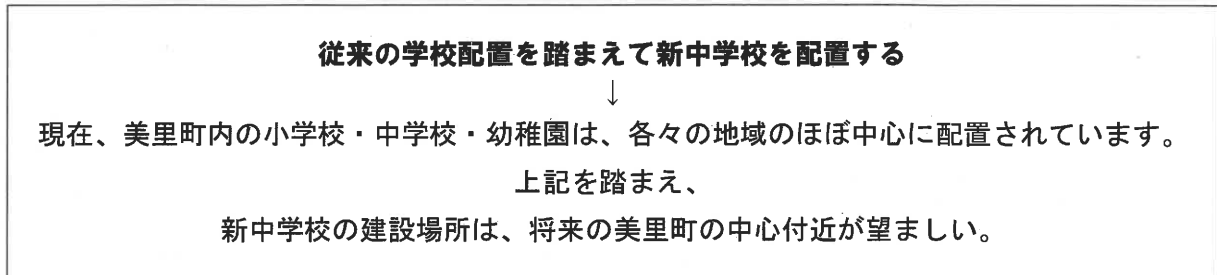


— 1 次 選 定 —

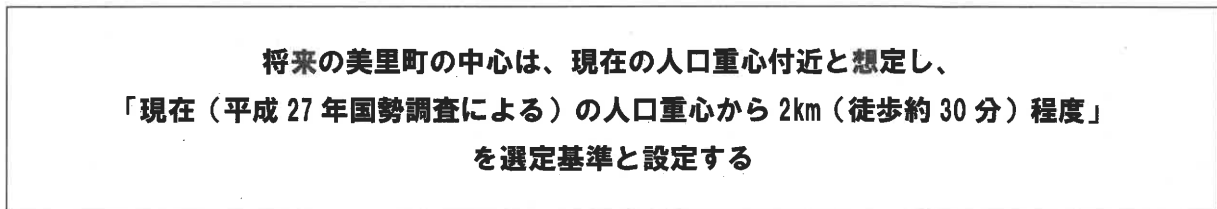
〈 1 次 選 定 基 準 の 設 定 〉

新中学校建設用地の1次選定に当たっては、従来、美里町の小学校・中学校・幼稚園が各々の地域のほぼ中心に配置されてきたことを踏まえて、選定基準を「人口重心からの距離」と設定し、2次選定候補地を選定するものとなりました。

【選定基準の設定の考え方】



【1次選定基準の設定】

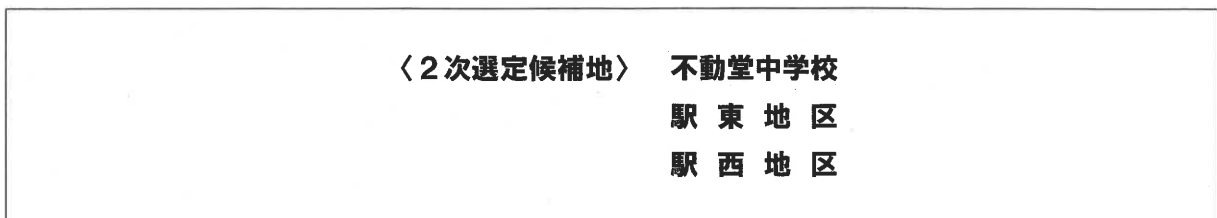


【人口重心から候補地までの距離】

小牛田中学校	不動堂中学校	南郷中学校	駅東地区	駅西地区
4.5km (遠距離)	0.3km (直近)	8.9km (遠距離)	1.0km (近接)	2.1km (やや近接)

〈 1 次 選 定 結 果 〉

「平成27年国勢調査における、美里町の人口重心と適地候補地までの距離」を選定基準と設定した1次選定の結果、下記の3候補地を「2次選定候補地」としました。



【美里町の人口重心と適地選定候補地の距離】



－ 2 次 選 定 －

〈 2 次 選 定 基 準 の 設 定 〉

新中学校の建設場所は、立地条件及び教育上望ましい環境を考慮することが必要であることから、2次選定では、「教育環境」と、さらに「美里町の一体感の醸成・施設配置のバランス」を選定基準に設定しました。

【 2 次 選 定 基 準 の 設 定 】

〈 の び の び と 安 心 ・ 安 心 に 楽 し い 中 学 校 生 活 を 送 れ る 「 教 育 環 境 」 を 生 徒 に 提 供 す る 〉

【教育環境基準①】 中学校施設の配置に際し、敷地利用上の制約が少なく、効率的・効果的な校舎等学校施設配置が可能な校地が望ましい。

【教育環境基準②】 周辺環境が中学校の立地としてふさわしい教育環境が得られ、同時に、教育活動から生じる音を騒音として、周辺から苦情等が来る可能性が少ない校地が望ましい。

【教育環境基準③】 通学に際し、町全体からみた移動の効率性・利便性に配慮した場所に新中学校を建設することが望ましい。

【 教 育 環 境 基 準 に 対 す る 3 候 補 地 の 評 価 】

基準	不動堂中学校	駅東地区	駅西地区
【教育環境基準①】 敷地利用上の制約	・必要校地面積を確保する場合、校地が3箇所に分散するため、適切な施設配置が困難。	・敷地は、施設配置上の制約が少なく、施設配置に応じた敷地形状の変更が可能。	・敷地が不正形のため、やや敷地利用上の制約が生じるが、必要に応じて、敷地形状の変更は可能。
【教育環境基準②】 周辺環境との関係	・校地周囲は密度の高い住宅地で、のびのびとした環境は得られ難く、学校から生じる音の周辺への配慮も必要。	・敷地の周囲には広々とした田園が拡がり、中学校としての良好な教育環境を確保することが容易。	・整備に伴い、市街地形成を促進する可能性がある。 ・幹線道路に面し、商業施設に接するため、騒音等の影響が懸念される。
【教育環境基準③】 通学等の効率性 ・利便性	・県道涌谷三本木線を経由することでアクセス性は良い。	・町道小牛田南郷線を経由することで町全体からの通学等が比較的容易であり、駅にも近接する。	・敷地が県道鹿島台高清水線に接しアクセス性は高いが、朝夕の交通量が多い。

〈 美 里 町 の 一 体 感 の 醸 成 ・ 施 設 配 置 の バ ラ ン ス 〉

- ・美里町が誕生して13年が経過しています。
- ・町全体の発展・利便性に配慮した場所に新中学校を建設することが望ましい。

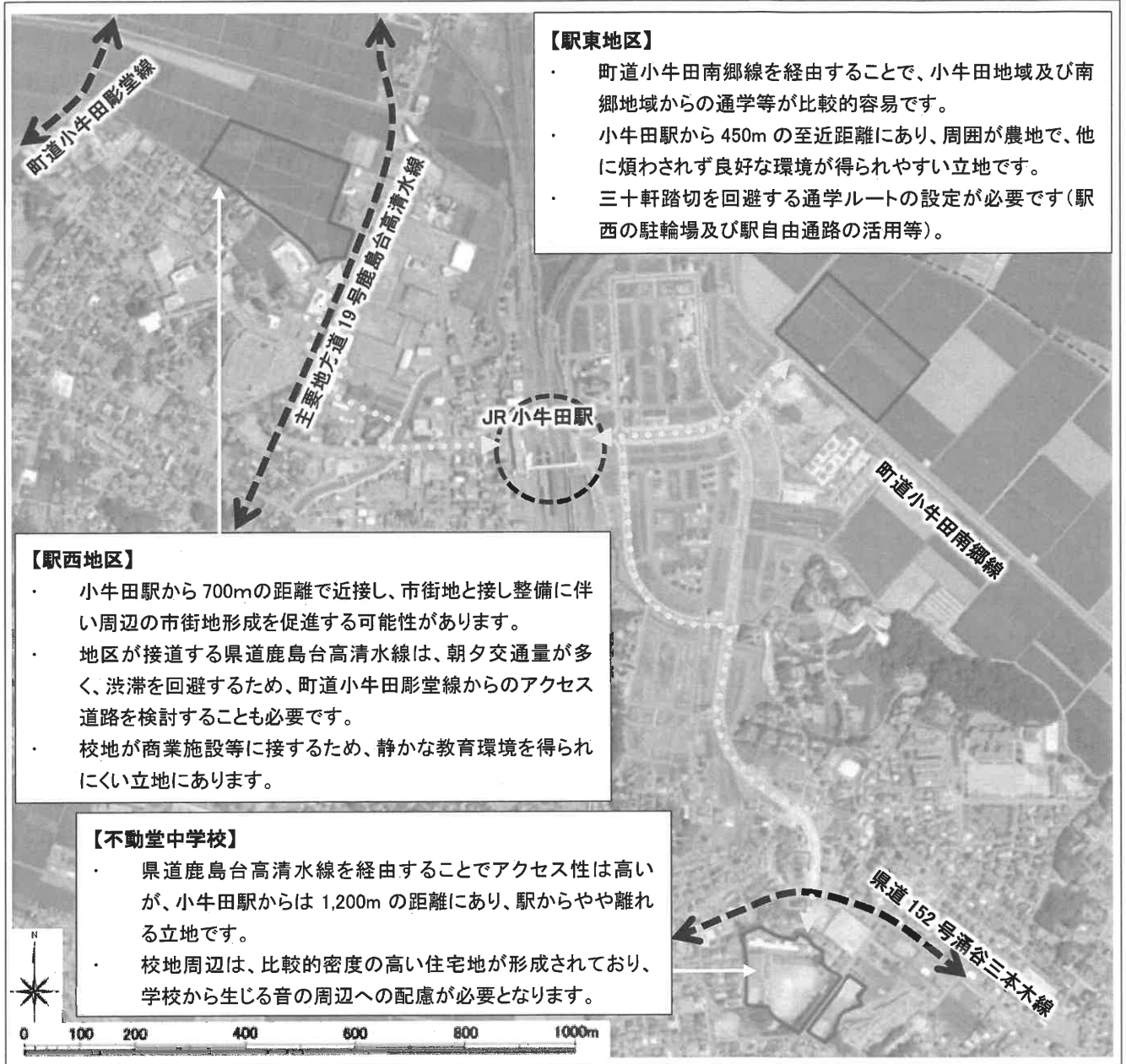
〈 2 次 選 定 結 果 〉

2次選定基準に対する3候補地の評価を踏まえ、新中学校建設用地に係る2次選定を行った結果、「駅東地区」を選定し、新中学校建設用地の適地としました。

〈 2 次 選 定 = 新 中 学 校 建 設 用 地 適 地 〉

駅 東 地 区

【アクセス性・利便性】



【主要道路網及び交通量】



(3) 新中学校の建設事業費及び開校時期について

1) 新中学校の建設事業費（教育委員会で提示していた概算事業費との比較）

項目	面積等		工事費（円）			備考
	前回提示	今回算出	前回提示	今回算出	増減	
中学校施設の解体	3 校	2 校	249,000,000	197,000,000	△ 52,000,000	解体等は、利活用検討が必要（現時点では、南郷中学校は活用）
校舎	6,800 m ²	6,000 m ²	2,002,000,000	1,956,000,000	△ 46,000,000	
屋内運動場	1,500 m ²	1,550 m ²	541,000,000	536,000,000	△ 5,000,000	
プール	1 式	1 式	181,000,000	199,000,000	18,000,000	
渡り廊下	120 m ²	0 m ²	32,000,000	0	△ 32,000,000	屋内運動場を含む
部室	100 m ²	100 m ²	22,000,000	31,000,000	9,000,000	
屋外トイレ	45 m ²	30 m ²	16,000,000	24,000,000	8,000,000	
駐輪場	600 m ²	350 m ²	87,000,000	71,000,000	△ 16,000,000	
小計			3,130,000,000	3,014,000,000	△ 116,000,000	
土地取得・造成等	—	36,000 m ²	0	680,000,000	680,000,000	
インフラ整備	—	1 式	0	100,000,000	100,000,000	
武道場	—	450 m ²	0	156,000,000	156,000,000	
給食棟	—	500 m ²	0	633,000,000	633,000,000	
外構・緑地	—	1,110 m ²	0	22,000,000	22,000,000	
屋外運動場	—	17,000 m ²	0	340,000,000	340,000,000	
駐車場	—	5,200 m ²	0	62,000,000	62,000,000	
測量調査設計料等	—	1 式	0	479,000,000	479,000,000	
備品等	—	1 式	0	100,000,000	100,000,000	
小計			0	2,572,000,000	2,572,000,000	
合計			3,130,000,000	5,586,000,000	2,456,000,000	

2) 新中学校の開校時期について (PFIによる新中学校建設事業 全体工程表 (2024年4月開校案)) 【総合教育会議調整】

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度以降
新中学校開校							
①美里町 適地選定 新中学校基本計画等	建設適地選定 新中学校基本計画	長寿命化修繕計画策定					
②美里町/PFI手続き		導入可能性調査	PFI事業者の募集・選定・協定締結等・契約				
③美里町(→民間) 測量・地質調査		入札・現況測量・用地測量 ボーリング調査・解析					
④美里町 用地取得 農地転用・開発許可		用地交渉・用地取得 農地転用事前協議・開発許可事前協議	開発許可申請・手続き 農地転用手続き 許可				
⑤美里町(→民間) 【土木】造成設計 調整池設計		入札 造成基本設計	入札 造成実施設計				
⑥PFI 【土木】造成工事 屋外運動場等工事 工事監理				造成工事・工事監理	屋外運動場・駐車場等工事・工事監理	開校準備 開校準備	施設管理運営
⑦PFI 【建築】建築基本設計 建築実施設計 建築確認申請				建築設計(基本・実施) 建築確認・申請			
⑧PFI 【建築】建築工事 工事監理					建築工事・工事監理	開校準備	校舎等施設管理運営
⑨PFI 建築・土木等施設 管理運営							施設管理運営
⑩美里町 負担金・交付金申請		文部科学省・宮城県事前協議 負担金・交付金申請	負担金・交付金申請	負担金・交付金申請	負担金・交付金申請	負担金・交付金申請	既存中学校解体工事
⑪既存中学校解体工事							既存中学校解体工事
⑫既存中学校跡地利用 計画・工事・事業運営	跡地利用基本計画	跡地利用方針決定	事業者公募・選定・決定				工事・事業運営
新中学校開校(2024年4月)							

3) 新中学校のPFI事業による整備及び維持管理・運営について

- 1 PFI (Private Finance Initiative: プライベートファイナンスイニシアティブ) とは
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (通称PFI法) に基づく手法で、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質なサービスを提供する手法であります。
- 2 PFI事業の効果
PFI事業を実施する際には、従来事業手法 (公共調達) とPFI事業手法 (民間調達) を比較し、事業効果算出する必要があります。
学校に関するPFI事業は、これまで、耐震補強事業、空調整備・管理事業等を中心に導入されております。学校建設、維持管理・運営についても導入されており、調査した事例では、トータルコストで事業費が約6.5%~約19.8% (事業費ベースで約3.2億円~約10.0億円) 縮減されております。
- 3 PFI事業の導入方法
はじめに、PFI導入可能性調査及び市場調査を行う必要があります。PFI導入可能性調査は、事業効果を算定するものであり、市場調査は、広く民間に周知し、PFI事業を受注する特別目的会社の結成等、民間の事業参入の可能性について調査を行うものです。その後、発注内容及び方法を定め、必要な手続きを進めていくことになります。
- 4 PFI事業の期間
新中学校建設にPFI事業を導入する場合、2019年度から2020年度に調査及び必要な手続きを行い、2021年度から2023年までの3年間で設計・施工、その後、施設維持管理・運営 (施設の維持管理、給食の運営) が約15年間となり、合計で約20年間になると予想されます。
- 5 その他
各中学校の跡地等の利活用についても、PFI事業で包括的に取り組むことにより、民間の柔軟な発想力等を活用することが期待できます。

(4) 新中学校の教育の将来像について

1 生徒一人ひとりに基礎学力を身につけさせる体制の確立

- (1) 生徒30人未満の学級編成（町費で採用する教員の配置、学力向上支援員・教員補助員などの配置（継続））
- (2) 少人数指導の充実（到達度別グループによる授業の実施）
- (3) 学校教育専門指導員の配置（継続）

2 互いに尊重しあい、いじめ・不登校の生じない体制の確立

- (1) 生徒一人ひとりの個性を尊重し、生徒間、生徒と先生間の信頼関係を築くために、生徒と先生とのコミュニケーションを密にする時間の確保、特に、先生の時間の確保
- (2) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの充実
- (3) 青少年教育相談員の配置（継続）
- (4) はなみずき教室の充実

3 特別支援教育の充実

- (1) 特別支援教育専門員の配置（継続）
- (2) 特別支援教育支援員の配置（継続）
- (3) 通級指導の実施

4 部活動の充実

- (1) 部の種類（運動部・文化部の充実）
- (2) 活動スペースの確保（グラウンド、体育館、教室、部室等）

5 自然等に親しむ環境等の整備

- (1) 美里町の基幹産業である農業を学ぶための環境整備
- (2) 自然・気象観察活動等

6 住民との連携を密にし、生徒を育てる体制の確立

- (1) 美里町の人材を活用した地域文化の保存・継承
- (2) 部活動指導体制の充実
- (3) 学校運営協議会の設置
- (4) 地域連携コーディネーターの配置
- (5) 学校教育ファンドの設立

7 ICT教育の推進

- (1) 必要な教材等（大型提示装置、タブレット端末）の購入、Wi-Fi環境の整備
- (2) 指導体制の充実（教員研修、コンサルタントの活用）

8 英語教育の充実

- (1) コミュニケーション（聞く、話す）能力を向上させる対策
- (2) 姉妹都市ウィノナとの交流・連携による英語に触れる環境の整備

(5) 新中学校の整備とまちづくりについて

子どもたちを世界農業遺産の中で育む美里町の歴史を未来につなぐシンボル

「田圃の中学校」整備構想

■背景

少子高齢化社会が急速に進む中で、美里町を取り巻く環境も大きく変化しています。合計特殊出生率は、総合計画の目標を下回っており、今後更なる少子化が予想されます。高齢化率は約34%と非常に高い状況ですが、まだまだ現役で活躍できる高齢者が増加している状況もあります。

財政的には、税収及び交付税の減少等により、従来の住民サービスを再構築する必要があります。このような中で、美里町を未来に向けて持続させていくための政策が求められています。

■中学校の再編

子どもたちを取り巻く環境は、大きく変化しており、この変化に合わせた教育環境の整備が必要です。教育委員会では、実情に即した教育環境を整備するため、現在3校ある中学校を1校に再編することとし、建設予定地の選定を進め、建設予定地を駅東地区に決定しました。

■魅力的で特徴のある教育の推進

今回建設予定地として選定した駅東地区は、世界農業遺産に認定された大崎耕土を形成する豊かな田園の中であり、まさに美里町の特徴的な原風景の中で生徒を育てることができる環境です。また、交通の要衝として、将来においても美里町の中心となる小牛田駅からも近く利便性の良い環境です。

これらを踏まえ、まちづくりの視点を加え、美里町を元気にする取組が必要であり、さまざまな施策を連携させ、美里町を未来に引き継いでいくことが、現世代の責務であると考えます。

そこで、建設予定地の周辺環境等を最大限活用するため、新中学校を、農地を保有する「田圃の中学校」として整備することを提案します。美里町の基幹産業である農業を通し、美里町の「歴史・風土」、「食」を肌で感じ、学ぶことにより、美里町を誇りに思う気持ちを育てていくことがねらいです。また、農地の管理運営を住民主体で行うことにより、住民の学校運営への関心・参加も促進され、多くの住民に開かれた学校として、よりよい教育環境を整えることにつながると考えます。さらには、まちづくりと連携し、新中学校の「田圃」を中心に、さまざまな取組を行うことにより、まちの元気につながっていくことも期待できると考えます。

■取組

取組内容については、今後の検討となりますが、次に示す取組が考えられます。

- 1 住民を主体とした「田圃」を運営する組織を設立する。
- 2 生徒の学習の場として「田圃」を活用する（農業、自然、生態系等）。
- 3 給食に「田圃」で作った米、野菜等を提供する（食育）。
- 4 児童等との交流の場として「田圃」を活用する。
- 5 町内高校生徒との交流の場として「田圃」を活用する。
- 6 住民等との交流の場として「田圃」を活用する。
- 7 部活動に（仮）農業研究部を創設し、住民等を顧問にして活動を行う。
- 8 「田圃」をフィールドにイベント等を開催する。
- 9 都市部の子どもとの交流、美里体験ツアー等を実施する。

■効果

- 1 住民が、学校に関わる機会が増え、町全体で生徒を育成するという機運が高まることが期待できる。
- 2 生徒が農業を肌で感じ、学ぶことにより、郷土を知り、郷土に誇りをもつ人間の育成につながる。
- 3 生徒が自分で栽培に関わった食物を食べることにより、食に関心を持つようになる。
- 4 児童が中学校に来て、生徒及び他校の児童と交流することにより、交友関係等が広がり、将来、中学校に進学する際、スムーズに移行できる。
- 5 町内の高校生徒、住民と交流することにより、自分の将来について考える機会になる。
- 6 農業を部活動にすることにより、美里町の特徴を生かした活動ができる。
- 7 各種イベントを開催することにより、交流人口の増加が期待できる。
- 8 関東圏等、都会の子どもと交流することにより、視野及び交友関係を広げることが期待できる。

■農地の取得

- ・新しい中学校建設予定地の周辺の農地の取得等を検討する。

■進め方

（仮）「田圃の中学校」検討委員会を設置し、検討を行う。

■スケジュール

平成31年4月に（仮）「田圃の中学校」検討委員会を設置し、平成32年3月までにプランをまとめる。

(6) 新中学校建設に伴う今後の検討事項について

1 中学校再編前の交流（生徒、PTA 等）

新中学校の開校前に、生徒の交流を行い、なるべくスムーズに新しい環境に受け入れるよう配慮する必要があります。また、PTA についても交流を行い、意見・要望を取りまとめ、新中学校の運営に取り入れていく必要があるため、今後具体的な内容の検討を進めていきます。

2 校歌、校章、制服、運動着等

新中学校の開校までに、決めなければならないことは多数ありますが、それぞれの案件について、生徒・保護者及び先生等の多くの意見をお聴きしながら進める必要があるため、今後具体的な内容の検討を進めていきます。

3 通学

通学は、これまでの意見交換会等でも心配されている重要な事項です。基本的に徒歩 2 km 以内、自転車 6 km 以内、通学時間 30 分以内と考えておりますが、保護者、先生等の意見を聴きながら詳細に検討していきます。

JR 東北本線の三十軒踏切について、これまで検討した結果、安全確保の観点から、小牛田駅の西側から自転車で通学する生徒には通行させないことといたします。通学方法としては、小牛田駅前（駅西側）の駐輪場（駐輪可能台数 738 台、H30 登録台数 274 台（一般登録 112 台、小牛田農林卒 162 台）、未登録利用想定台数 120 台、残り利用可能台数 344 台）に自転車を置き、徒歩で小牛田駅の東西自由通路を通り通学することといたします。

スクールバスについては、実情を調査のうえ、効率的かつ効果的な運用を考える必要があります（バス停の配置方法等）。なお、遠隔地区の生徒については、十分に配慮する必要があります。

JR 陸羽東線の谷地駅（小牛田駅まで 8 分）及び北浦駅（小牛田駅まで 5 分）を利用した通学についても検討する必要があります。また、町のバス事業を効率的かつ効果的に運営するために、住民バスとの統合等についても検討を進める必要があります。

4 PTA 等の体制

新中学校開校にあたり、PTA の体制を整備する必要があるため、今後具体的な検討を進めていきます。

5 住民の支援体制

新中学校は、町内 1 校となるため、町全体で学校を支援していく必要があります。今回、特徴的な取組として実施する「田圃の中学校」を中心に検討を進めていきます。

6 PFI 事業の導入

新中学校建設にあたり、従来手法（公共調達）と PFI 手法（民間調達）について比較検討を行う必要があります（PFI 手法の場合、1 年程度の検討、手続き期間が必要）。

7 跡地の利活用

既存の中学校については、新中学校開校後にどのように活用していくかの検討が必要です。新中学校建設調整委員会（役場内部組織）で検討を行い、住民の意見を聴取しながら、進めていきます。なお、PFI 事業を導入する場合、跡地の利活用を含めて取り組むことも検討する必要があります。